

施設入所利用約款

(運営規定等重要事項説明書)

利用者様氏名： _____ 様

介護老人保健施設

サザンコート

(利用者様 控え)

目次

運営規定（介護老人保健施設に関する基準第25条の規定による）	3 頁
※令和6年5月17日 一部改訂分鹿児島県提出済	
介護老人保健施設サザンコート 入所利用約款 （重要事項等説明書）	9 頁
＜別紙1＞介護老人保健施設 サザンコートのご案内	17 頁
＜別紙2＞介護保健施設サービスについて	27 頁
＜別紙3＞個人情報の利用目的について	29 頁
利用者負担説明書	31 頁
《別添資料1》 「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額	34 頁
サザンコート 介護度別・段階別利用料金表	35 頁
サザンコート施設入所ご利用に関するお願い	39 頁
同意書	41 頁
入所時リスク説明書 （全国老人保健施設協会版の独自改訂分）	43 頁
介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書	45 頁
介護老人保健施設サザンコート入所利用契約書	47 頁

介護老人保健施設 サザンコート 運営規程

(施設の目的)

第1条

医療法人南溟会が開設する介護老人保健施設 サザンコート（以下「施設」という。）が行う施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス介護従業者が、要介護者等に対し、適切な施設サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指す。

(施設の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 サザンコート
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268 番地

(従業者の職種及び員数)

第4条

本施設に次の職員を配置する。

- | | | |
|------|-------------|-------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1人（専任兼務） |
| (2) | 医師 | 1人（施設長（管理者）、病院兼務） |
| (3) | 薬剤師 | 1人（病院兼務） |
| (4) | 看護職員 | 3人（以上）（常勤） |
| (5) | 介護職員 | 7人（以上）（常勤） |
| (6) | 支援相談員 | 1人（以上） |
| (7) | 理学療法士、作業療法士 | 1人（以上）（病院兼務） |
| (8) | 栄養士 | 1人（以上）（病院兼務） |
| (9) | 介護支援専門員 | 1人（以上）（介護員兼務） |
| (10) | 調理員 | 5人（以上）（病院兼務） |

(職務の内容)

第5条

従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|------------------------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 従業者の管理・指導 |
| (2) | 医師 | 入所者への日常的な医学的対応 |
| (3) | 薬剤師 | 医師の指示に基づき薬剤管理、服薬指導 |
| (4) | 看護職員 | 医師の指示に基づき、医療行為を行うほか、施設サービス計画に基づく看護 |
| (5) | 介護職員 | 施設サービス計画に基づく介護 |

- | | | |
|------|----------------|--|
| (6) | 支援相談員 | 入所者及び家族の相談業務、市町村との連携 |
| (7) | 理学療法士
作業療法士 | リハビリテーション実施計画書を作成、リハビリテーション実施、指導 |
| (8) | 栄養士 | 給食業務、栄養管理 |
| (9) | 介護支援専門員 | 入所者の施設サービス計画の原案作成、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続き |
| (10) | 調理員 | 給食調理業務 |

(介護老人保健施設のサービス内容)

第6条

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

サービスの内容は次の通りとし、介護保険施設のサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険施設サービス提供に要した費用の1割(一定以上の所得の場合は2割または3割)の額とする。

1. 介護の内容

介護老人保健施設における介護保険サービス費

- | | | |
|-----|---------------|----------------|
| (1) | 介護老人保健施設サービス費 | (I) |
| (一) | 介護老人保健施設サービス費 | (i) 従来型個室(基本型) |
| (三) | 介護老人保健施設サービス費 | (iii) 多床室(基本型) |

2. 加算体制

利用約款で詳細説明を行う。

3. 食材費及び利用料その他の費用の額

利用料その他の費用の額は別紙のとおりとし、費用を徴収する場合には、別紙利用約款のなかでうたい、入所者又はその家族に対して事前に説明した上で、同意を受けることとする。

- | | | |
|------|-------------|--------------------|
| (1) | 食事費 | 別紙のとおり |
| (2) | 居住費 | 別紙のとおり |
| (3) | 日常生活費 | 150 円 |
| (4) | 教養娯楽費 | 実費 |
| (5) | 特別な室料 | 一人部屋 2,000 円 |
| (6) | 電気代 | 個人のもの 一器具 1 日 52 円 |
| (7) | クラブ材料費(参加時) | 実費 |
| (8) | 健康管理費(実施時) | 実費 |
| (9) | 理美容代 | 2,000 円(業者との直接契約) |
| (10) | 洗濯代 | 5,000 円 |
| (11) | その他個人の必要品 | 実費 |

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条

留意事項を次のように定め、利用約款で詳細説明を行う。

- (1) 施設設備の利用
- (2) 来訪・面会
- (3) 外出・外泊
- (4) 他科受診

- (5) 喫煙・飲酒
- (6) 迷惑行為等
- (7) 所持品の管理
- (8) 現金等の管理
- (9) 宗教活動等
- (10) 洗濯について
- (11) 動物飼育

(入所定員)

第8条

利用定員は、29人とする。

(介護老人保健施設サービスの取り扱い方針)

第9条

- 1 当該施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況を踏まえて、当該入所者の療養を妥当適切に行う。
- 2 当該施設は、入所者の施設サービス計画が、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 当該施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- 4 当該施設は前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 当該施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 当該施設は、施設サービス計画のその内容について入所者の同意を得、交付する。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第10条

看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

(記録の整備)

第11条

当該施設は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備する。

当該施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一 施設サービス計画書
- 二 次条において準備する第二項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第146条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準備する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準備する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して執った処置の記録

(苦情処理)

第12条

当該施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

当該施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

当該施設は、提供した施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指示又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

当該施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条

当該施設は、当該施設で事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡し、状況及び事故に際して執った処置を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第14条

当該施設は、火災・地震等の発生に対応する為およびその被害の拡大を防止する為に消防計画書や、非常災害計画書作成し、防火管理の責任者の元、毎年2回の避難訓練・消火訓練・夜間想定訓練を行い消防団や地域住民との連携・協力体制の構築を図る。

(秘密の保持)

第15条

- 1 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 当該施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により、利用者の同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第16条

当該施設と従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又はその家族に関する個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう安全管理に努める。

(その他施設の運営管理に関する重要事項)

第17条

(一) 従業者の研修

職員の資質向上のために研修計画を立て、その為の業務体制を整備する。

(二) 衛生管理等

当該施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生

的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、医療用具の管理を適正に行わなければならない。

当該施設は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない。

(三) 非常災害等

地震など非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(四) 掲示等

運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(五)

介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人南浜会介護老人保健施設 サザンコートの評議会において定めるものとする。

第 18 条

1 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると

ともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための方針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設はサービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、介護保険法の許可の日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂 （第 18 条追加）

令和 6 年 5 月 17 日 一部改訂 （第 6 条 施設サービス利用料負担割合について）

介護老人保健施設サザンコート 入所利用約款

(約款の目的)

第1条

介護老人保健施設 サザンコート (以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、平成 23 年 10 月 1 日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の改定が行われない限り、今回の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。約款及び別紙に改定が行われた場合、詳細の説明をさせていただきます。

(利用者からの解除)

第3条

利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等々が著しく悪化している場合で、医師の診断により、当施設での安全で適切な介護保健施設サービスの提供が困難であると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び扶養者等関係する家族等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、当施設利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為、身体的・精神的ハラスメント行為等を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、＜別紙2＞(27頁～28頁)の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、

当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日を目途に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

なお、支払いの方法は原則としてゆうちょ銀行口座引き落とし、又は当施設窓口での現金払いとしますが、ご事情によりそれらが困難な場合は、請求書等の発行方法も含めて別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を交付します。なお、領収書の窓口交付が諸事情により困難な場合は、別途話し合いの上、双方の合意した方法によります。

(記録)

第 6 条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成しその記録を利用終了後 5 年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第 7 条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、ご家族の同意を得て、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を＜別紙3＞(29頁～30頁)のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスで対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員若しくは、介護支援専門員

に申し出ることができ、又は、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(ボランティア及び実習について)

第 13 条

当施設は地域に根ざした施設作りを目指しており、ボランティアや研修の場として実習生を受け入れておりますので、ご了承下さい。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他民法等関係諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

第 15 条

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するととも

に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための方針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設はサービス提供中に、当該施設従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

<別紙 1>

介護老人保健施設 サザンコート のご案内

1. 施設の概要

(1) 事業所

事業所の名称	医療法人 南溟会
法人所在地	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268 番地
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 宮上 寛之
電話番号	0997-82-0002

(2) ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 サザンコート
開設年月日	平成 23 年 10 月 1 日
施設の所在地	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268 番地
施設長名	宮上 寛之
電話番号	0997-83-0061
F A X 番号	0997-83-0093
介護保険許可番号	介護老人保健施設 鹿児島県 4659180014 号

(3) 実施事業

施設・・・介護老人保健施設 H23.10.1 許可 定員 29 名

(4) 介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテー

ションその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サ

ービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出

来るようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るよう支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていきますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【介護老人保健施設 サザンコート の運営方針】

「入所後のカンファレンスや会議などには、利用者や扶養者にも、ご参加いただき、施設と利用者・扶養者の協力の下でサービス提供を行い、在宅への復帰も見据え、外出・外泊等を勧めその結果を、機能訓練等に活かしていただけるよう努力を行います。また、入所生活全般が機能訓練となります。レクリエーション等の生活の参加により、心身の向上に努めていただきます。状態が改善され、在宅への可能性が認められる場合には、退所となります。

また、介護老人保健施設は在宅復帰を目標とする施設の為、一定期間(3 ヶ月)を経過して在宅復帰が困難と判断された時には、他施設への転所等となる場合があります。

(5) 施設の職員体制

	常 勤	兼 務	夜 間
・ 医 師		1 名以上	
・ 看護職員	3 名以上		
・ 薬剤師		1 名以上	
・ 介護職員	7 名以上		2 名
・ 支援相談員		1 名以上	
・ 理学療法士		1 名以上	
・ 作業療法士			

・栄養士		1名以上	
・介護支援専門員		1名以上	
・調理員		5名以上	

(6) 入所定員 29名

居 室・・・1人部屋 1室 2人部屋 14室

食 堂・・・3階

機能訓練室・・・2階

浴 室・・・2階・3階(一般浴・特浴室)

レクリエーションルーム・・・2階・3階

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事(食事は原則として食堂で食べていただきます。)

朝食 8時00分

水分補給 10時00分

昼食 12時00分

おやつ 15時00分

夕食 17時30分

③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護(退所時の支援も行います。)

⑥ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 理美容サービス

(外部より委託業者がきて、理美容サービスを実施します《別途料金あり》)

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

＊ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

医療機関の名称・・・宮上病院

所在地・・・鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268 番地

電話番号・・・0997-82-0002

診療科目・・・内科、外科、小児科

・協力歯科医療機関

名称・・・西田歯科医院

所在地・・・鹿児島県大島郡徳之島町亀津 2873 番地

電話番号・・・0997-83-1188

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・来訪・面会・・・体調不良時の来訪、面会をご遠慮ください。

来訪・面会される際は、面会時間を遵守し、来所の都度面会用紙にご記入下さい。宿泊は原則禁止です。
面会時間は以下の場合を除き原則午前 7：00～午後 8：00 です。面会の際は、他の同室者の迷惑にならないようご注意下さい。

※ただし、各種感染症等の蔓延状況、各種災害、その他やむを得ない事由等々により①面会時間の変更、②面会制限、③面会禁止をさせていただきます場合があります。

飲食物の差し入れ等は、事前に看護師等へご相談の上、医師より指示の塩分・糖分等々の制限がある場合や、誤嚥、誤飲等々のリスクがある場合があるため、直接入所者様へは渡さず、スタッフへお渡しください。

- ・外出・外泊・・・外出・外泊は無断では出来ません。

ご家族の承諾の上で、外出・外泊許可証に署名捺印の上、施設長の許可を得ていただきます。継続した外泊は最長 6 泊 7 日です。ご希望や予定は早めにご連絡下さい。食事前の外出・外泊の申込みは、特別の場合を除いてご遠慮下さい。外出・外泊時の事故に関しては当施設では責任を負いかねます。

外出・外泊時体調不良等あった場合は、まず当施設
にご連絡下さい。対応に関して指示いたします。

- ・他科受診・・・原則的には当施設の医師が健康管理を行います。

無断での他医療機関の受診はご遠慮下さい。

入所前に服用していたお薬等は、原則として施設医師が
診察の上処方し管理いたしますので、他医療機関より無
断でお薬をもらったり、受診したりすることはできませ
ん。ただし入所中、検査等の指示がある時は、病院での
医療費が発生する場合がありますので、お支払いを依頼
することがあります。

- ・施設設備の利用・・・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。

- ・喫煙・飲酒・・・施設敷地内は、健康増進法により全面禁煙（電子たばこ含め）となっております。利用者様の体調管理の一環として遵守して下さい。飲酒も禁止となっております。

- ・迷惑行為等・・・騒音等他の入所者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

- ・所持品の管理・・・私物の持ち込みは、必要最小限度にとどめ、日常生活に必要なでない特別な物品の持ち込みや危険物の持ち込みはご遠慮下さい。私物に関しては、必ずお名前をご記入下さい。高価な腕時計、貴金属等の施設入所中の

持ち込みはご遠慮下さい。尚、万一破損、紛失した場合、
一切弁償しかねます。

ナイフ・ハサミ等の管理は職員にご相談下さい。

場合によっては施設管理をさせていただきます。

必要以上に持ち込まれたものに関しては、責任を負
いかねます。

・現金等の管理・・・貴重品、多額の現金の持ち込みはご遠慮下さい。

万一、現金等の紛失があった場合は責任を負いかね
ます。

・宗教活動等・・・施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動
はご遠慮下さい。

・洗濯について・・・原則、ご家族の方でお願いします。

ご家族が遠方等の事情がある場合等は、ご相談下さい。

・動物について・・・施設内への持ち込みは、ご遠慮願います。

・記録等の管理・・・当施設では、カルテ・看護記録・ケアプラン等の入
所者に関する記録があります。開示の求めがあった
際は、ご遠慮なくご相談下さい。

5. 退所について

- (1) 入所継続の要否判定で退所可能と決定をした場合は、身元引受人と事前
に退所前面談で協議の上、退所日時を調整し決定します。
- (2) 本人・家族側より退所希望がある場合は、事前にご相談を下さい。
- (3) 介護老人保健施設サザンコート of の留意事項に違反した場合及び当施設の円
滑な運営の妨げになる恐れがある場合には、退所して頂く場合があります。

6. 非常事態について

非常時の対応・・・別途定める「老人保健施設 サザンコート 消防計画」にのっとり対応を行います。

非常時の訓練等・・・別途定める「老人保健施設 サザンコート 消防計画」にのっとり年2回、昼間及び夜間を想定した訓練を行います。

消防計画等・・・消防署への届出日：平成25年2月5日

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、他の利用者の迷惑行為になることはおやめ下さい。

8. 要望と苦情について

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。(電話 0997-83-0061)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、文書等での受付も可能です。

苦情につきましては、施設のほか、県・国保連・市町村窓口でも受付けています。

(県) 相談時間 月～金 (8:30～17:15)

県庁保健福祉部介護保険課・・・・・・・・電話 099-286-2687

大島支庁地域保健福祉課・・・・・・・・電話 0997-57-7246

鹿児島県のホームページにも掲載してあります。

(国保連) 県国民健康保険団体連合会

所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号

電話番号 099-206-1024

受付時間 月～金 9:00～17:00 (年始末、土・日曜日、祝祭日は休み)

(町) 徳之島町役場介護保険課 電話 0997-82-1111

伊仙町役場介護保険課 電話 0997-86-3111

天城町役場介護保険係 電話 0997-85-5348

(その他) 鹿児島県福祉サービス適正運営化委員会・電話 099-286-2200

9. 入所の方の権利擁護について

金銭管理やサービス利用について、自らの判断では適切な契約や福祉サービスを利用することが困難な方に対して、以下の支援サービスがあります。お気軽にお尋ね下さい。

【成年後見制度】

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力の不十分な人の財産管理や介護サービスの利用契約などを成年後見人が行って、このような人を保護し支援する制度です。

(相談窓口)

10. その他

必要物品等の案内に関してなどは、別紙案内を行っておりますので、ご参考下さい。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ 介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

◇ リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

(令和6年4月1日現在)

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

<個室の場合>

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

<2人部屋の場合>

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1,012円

- * ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に30円加算されます。
- * 療養食の方は1食につき6円加算されます。
- * 上記金額にサービス提供強化加算18円が加算されます。
- * 上記金額に夜勤職員配置加算24円が加算されます。
- * 上記金額に介護職員処遇改善加算（サービス総額）の7.1%が加算されます。

(2) その他の料金

別途、利用者負担説明書に記載します。

(3) お支払い方法

- ・お払い方法は、原則的に当施設窓口での現金支払い、又はゆうちょ銀行口座自動引き落としとなります。（ご事情により前述の支払い方法が困難な場合は、双方の話し合いにより、別途支払い方法を検討させていただきますのでご相談ください。）
- ・現金支払いご利用の場合は、毎月15日前後に前月分の請求書を発行します。請求書発行日の属する月の末日がお支払い期限となりますので、期限迄にお支払いをお願いします。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的について

介護老人保健施設 サザンコートでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

〔入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告

当該利用者の介護・医療サービスの向上]等

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

〔利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅

介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答]

〔利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合]

〔検体検査業務の委託その他の業務委託]

〔家族等への心身の状況説明]

〔介護保険事務]

〔保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者からの照会への回答]

- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち

[医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、

当施設において行われる学生の実習への協力、当施設において

行われる事例研究]

他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち

[外部監査機関への情報提供]

利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常 1 割又は 2 割、3 割の自己負担分と保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容(委託)代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、入所利用に沿ったものとなります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症専門棟加算)で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防のサービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認下さい。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談下さい。

入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

(令和6年8月1日現在)

多床室 (2人部屋)		個室	
・要介護1	793円	・要介護1	717円
・要介護2	843円	・要介護2	763円
・要介護3	908円	・要介護3	828円
・要介護4	961円	・要介護4	883円
・要介護5	1,012円	・要介護5	932円

* 入所前後に退所後の生活を維持する居宅に伺い、退所を目的とした施設サービス計画を作成した時に入所中に1回450円加算されます。	
* 入所後30日間に限って、上記施設サービス費に1日につき30円加算されます。	
* 上記金額に夜勤職員配置加算24円が加算されます。	
* 介護保険法の基準を満たし療養食を提供した場合は、上記金額1食6円が加算されます。	
* 上記金額にサービス提供体制強化加算18円が加算されます。	
* 経管による食事を摂取される方で医師の指示に基づき経口摂取を進める方には、28円が180日を限度として加算されます。	
* 医師の指示に基づき経口により食事を摂取する方で、著しい摂取機能障害がみられる場合は28円が加算されます。	
* 医師の指示に基づき経口により食事を摂取する方で、摂取機能障害を有し誤嚥がみられる場合は5円が、180日を限度として加算されます。	
* 入所後間もない期間に集中的な個別リハビリテーションを行う方は、入所3ヶ月間を限度として200円が加算されます。	
* 認知症であると医師が診断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、理学療法士等が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合、入所3ヶ月間を限度として120円が加算されます。	
* 外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。	
* ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。	
* 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。	
① 利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または、居宅介護支援事業所、または、社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合	500円
② 本人の同意を得て診察状況を示す文書を添えて居宅介護支援事業所に必要な情報を提供し、かつ連携し調整を行った場合	500円

*上記金額(サービス総額)の7.1%にあたる介護職員処遇改善加算を頂きます。

2 利用料

食費(1日あたり) 1,445 円

- * 課税世帯(第4段階)の方は、令和3年度8月から1,445円となります。
- * ただし、食費について負担限度額認定(第1段階・第2段階・第3段階)を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日お支払いいただく食費の上限となります。

居住費 課税世帯(第4段階)の方は、居住費1,728円(1日あたり)となります。

- * また、課税世帯(第4段階)の方で、個室を希望される場合には特別な療養室料として2,000円(1日あたり)を加えてお支払い頂きます。
- * ただし、居住費について負担限度額認定(第1段階・第2段階・第3段階)を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。居住費(療養室の利用費)(1日あたり)
 - ・ 個室 1,728 円
 - ・ 多床室 437 円

※ 上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

日常生活費 150 円

ボディーシャンプー、シャンプー、リンス、髭剃り、エプロン、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

教養娯楽費 実費

クラブやレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するもので個別に使用していただく場合にお支払いいただきます。

理美容代 2,000 円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。(他業者との直接契約)

クラブ材料費 実費

料理クラブ・陶芸クラブに参加された場合にお支払いいただきます。

電気代 (1器具/1日あたり) 52 円

健康管理費 実費

予防接種等に係る費用で、予防接種を希望され実施された場合にお支払いいただきます。(自治体の補助額による)

私物の洗濯代 (1ヶ月あたり) 5,000 円

私物の洗濯を他業者に依頼される場合についてお支払いいただきます。

その他の個人の必要品 実費

「国が定める利用者負担限度額段階(第 1～3 段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります)
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階】①
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
(課税年金収入額が 80 万円超 120 万円未満の方など)
 - 【利用者負担第 3 段階】②
(課税年金収入額が 120 万円超)
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。

負担額一覧表(1 日あたりの利用料)

令和 6 年 8 月～

【 食費 】		【 居室費 】	
		(個室)	(多床室)
利用者負担第 1 段階	300 円	550 円	0 円
利用者負担第 2 段階	390 円	550 円	430 円
利用者負担第 3 段階 ①	650 円	1,370 円	430 円
利用者負担第 3 段階 ②	1,360 円	1,370 円	430 円
利用者負担第 4 段階	1,445 円	1,728 円	437 円

介護老人保健施設 サザンコート 介護度別・段階別利用料金表

令和6年8月1日～

個室		基本単位	居住費	食費	日	月（30日）	月（31日）	日常生活費	段階別
	要介護1	717	550	300	1,567	47,010	48,577	1日につき	第1段階
			550	390	1,657	49,710	51,367		2
			1,370	650	2,737	82,110	84,847		3 ①
			1,370	1,360	3,447	103,410	106,857	150円	3 ②
			1,728	1,445	3,890	116,700	120,590		4
	要介護2	763	550	300	1,613	48,390	50,003	1日につき	第1段階
			550	390	1,703	51,090	52,793		2
			1,370	650	2,783	83,490	86,273		3 ①
			1,370	1,360	3,493	104,790	108,283	150円	3 ②
			1,728	1,445	3,936	118,080	122,016		4
	要介護3	828	550	300	1,678	50,340	52,018	1日につき	第1段階
			550	390	1,768	53,040	54,808		2
			1,370	650	2,848	85,440	88,288		3 ①
			1,370	1,360	3,558	106,740	110,298	150円	3 ②
			1,728	1,445	4,001	120,030	124,031		4
	要介護4	883	550	300	1,733	51,990	53,723	1日につき	第1段階
			550	390	1,823	54,690	56,513		2
			1,370	650	2,903	87,090	89,993		3 ①
			1,370	1,360	3,613	108,390	112,003	150円	3 ②
			1,728	1,445	4,056	121,680	125,736		4
	要介護5	932	550	300	1,782	53,460	55,242	1日につき	第1段階
			550	390	1,872	56,160	58,032		2
			1,370	650	2,952	88,560	91,512		3 ①
			1,370	1,360	3,662	109,860	113,522	150円	3 ②
1,728			1,445	4,105	123,150	127,255	4		

多床室		基本単位	居住費	食費	日	月（30日）	月（31日）	日常生活費	段階別
	要介護1	793	0	300	1,093	32,790	33,883	1日につき	第1段階
			430	390	1,613	48,390	50,003		2
			430	650	1,873	56,190	58,063		3 ①
			430	1,360	2,583	77,490	80,073	150円	3 ②
			437	1,445	2,675	80,250	82,925		4
	要介護2	843	0	300	1,143	34,290	35,433	1日につき	第1段階
			430	390	1,663	49,890	51,553		2
			430	650	1,923	57,690	59,613		3 ①
			430	1,360	2,633	78,990	81,623	150円	3 ②
			437	1,445	2,725	81,750	84,475		4
	要介護3	908	0	300	1,208	36,240	37,448	1日につき	第1段階
			430	390	1,728	51,840	53,568		2
			430	650	1,988	59,640	61,628		3 ①
			430	1,360	2,698	80,940	83,638	150円	3 ②
			437	1,445	2,790	83,700	86,490		4
	要介護4	961	0	300	1,261	37,830	39,091	1日につき	第1段階
			430	390	1,781	53,430	55,211		2
			430	650	2,041	61,230	63,271		3 ①
			430	1,360	2,751	82,530	85,281	150円	3 ②
			437	1,445	2,843	85,290	88,133		4
	要介護5	1,012	0	300	1,312	39,360	40,672	1日につき	第1段階
			430	390	1,832	54,960	56,792		2
			430	650	2,092	62,760	64,852		3 ①
			430	1,360	2,802	84,060	86,862	150円	3 ②
437			1,445	2,894	86,820	89,714	4		

所定疾患施設療養費					（1日につき）1月に1回10日を限度				
所定疾患施設療養費（Ⅱ）					480				

附則（契約約款・重要事項説明書・料金表等の改訂履歴について）

平成24年	4月	1日	一部改訂
平成25年	4月	1日	一部改訂
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成30年	4月	1日	一部改訂
平成30年	8月	1日	一部改訂
平成30年	9月	1日	一部改訂
令和元年	4月	1日	一部改訂
令和元年	10月	1日	一部改訂
令和 2年	9月	1日	一部改訂
令和 3年	1月	1日	一部改訂
令和 3年	4月	1日	一部改訂
令和 3年	8月	1日	一部改訂
令和 4年	10月	1日	一部改訂
令和 6年	4月	1日	一部改訂（介護報酬改定）
令和 6年	8月	1日	一部改訂（居住費の基準費用額引上げに伴う改訂）
令和 7年	4月	1日	一部改訂（保健施設栄養管理基準減算の廃止、療養食加算の算定再開、介護職員等処遇改善加算の変更）

介護保険法改正、厚生労働省の省令改正及び各種通知、介護報酬改定、条例改定、鹿児島県介護指導係による、介護サービス運営指導の結果等々により、本書の改訂が必要な場合がありますが、日程等の都合上、本書の再編集、訂正、校正等々が契約締結後等事後となる場合があります。

その場合にも、本書の記載に関わらず、法改正、厚生労働省等よりの指導等々に基づき介護保険施設サービスを提供させていただき、その内容に従いご利用料金等々に反映させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

利用者様 ご家族様

医療法人南溟会

介護老人保健施設サザンコート

電 話 0997-83-0091

F A X 0997-83-0093

ササザンコート施設入所ご利用に関するお願い

利用者様の状況把握のため、入所前にご自宅等へ訪問（入所前訪問）して、アセスメント（評価）をさせていただき、退所に向けては利用者様ご本人にもご同行いただいた上で、多職種の関係者（理学療法士、施設ケアマネージャー、居宅ケアマネージャー、介護用品事業者の担当者等々）で、退所に関する指導（退所時指導）、退所に関する関係職種間の連携の協議（退所時連携）に関するよる会議を行います、

また、介護老人保健施設に義務づけられている、退所後の状況確認のため、2週間～1ヶ月以内にご自宅等を訪問させていただきます。

ご家族様のご協力をお願い申し上げます。

同 意 書

介護老人保健施設 サザンコート 殿

サービス担当者会議等において、必要な利用者、ご家族の個人情報を
介護サービス事業所担当者、関連医療機関担当者等々に提示する場合
があることに同意します。

令和 年 月 日

利用者名

家族（代表）

【入所時リスク説明書】 兼同意書

入所者 _____ 様 年齢 _____ 歳 性別 _____

説明担当者 介護支援専門員： _____

介護老人保健施設サザンコートでは利用者様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作り、衛生管理、感染症予防対策等々に努めておりますが、利用者様の加齢に伴う症状・身体状況や免疫力の低下、病気による様々な症状、服用中の薬の影響、感染症等々が原因により、ご自宅等でも起こりうる下記の危険性が伴う場合がある事を、あらかじめ十分にご理解いただきご承知おきください。

＜高齢者等の特徴に関して＞ ※ご確認頂きましたら□にチェック☑をお願いします。

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷等々の恐れがあります。
- ☐ 介護保険法の規定により介護老人保健施設等においては、原則的に身体拘束が禁止されていることから転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症及び類似症状等の影響により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。又、ご自宅等との環境変化の影響や認知症及びその類似症状等々により、食時摂取量や水分摂取量が不足し、①低栄養状態、②脱水症等になる場合があります。 ※ ※
- ☐ 高齢者であることにより、脳卒中や心臓疾患を発症し易く、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

- ☐ 高齢者は免疫機能の低下及び、治療中の疾患の病態等々の影響により、感染症予防対策に関わらず新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・感染性胃腸炎等々の各種感染症に罹患し易く重症化する場合があります。
- ☐ 感染症の流行状況、蔓延状況等により原則全てのご家族様等との面会を制限または禁止させて頂く場合があります。また、その影響により、フレイルと呼ばれる身体と精神の脆弱性(衰え)が出現する場合があります。

上記のご自宅でも起こりうる各種リスクは、施設入所中においても起こりうることを、あらかじめ十分ご理解の上、以下に同意のご署名をお願いいたします。

なお、説明でご不明な点があれば、入所前後にかかわらずご遠慮なくお尋ね下さい。

【入所時のリスク説明に関する同意確認欄】

私は、サザンコート入所期間中に起こりうる上記のリスクについて、担当者より詳しく説明を受け十分に理解し同意します。また関係する家族等にも同意内容を周知徹底致します。

令和 年 月 日

ご家族 _____ (続柄 _____)

ご家族 _____ (続柄 _____)

(令和6年8月版)

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

(兼 入所中に健康保険法等に定める診療科等が発生した場合の、一部負担金等にかかる同意書)

令和 年 月 日

介護老人保健施設 サザンコート
管理者 宮上 寛之 殿

〈 利 用 者 〉

住 所

電話番号

氏 名

〈 扶 養 者 〉

住 所

電話番号

氏 名

〈 連帯保証人 〉

住 所

電話番号

氏 名

利用者との関係 ()

介護老人保健施設 サザンコートを利用するにあたり、利用者負担説明書に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担及び入所中に健康保険法等に定める診療科が発生した場合の、一部負担金等に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービス及び医療サービス等を利用した場合に、これらの対価として施設等の定める料金を支払うことに同意すると共に、下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

介護老人保健施設 サザンコートの諸規程を守り、職員の指示に従います。

上記にて説明を受け同意した費用の支払いについては、遅滞なく支払いし、介護老人保健施設 サザンコートに対し一切迷惑をかけません。

上記費用の支払いについては、毎月支払うこととし、2ヶ月分を1回にまとめて支払う等の変則の支払は行いません。

以上

介護老人保健施設 サザンコート 入所利用契約書

介護老人保健施設サザンコートに入所するにあたり、利用者又は利用者を扶養する者は当施設の入所利用約款及び「重要事項説明書」、「サービス内容説明書」及び「個人情報の利用目的」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で介護老人保健施設サザンコートを利用するものとし、下記のとおり利用契約を締結する。

令和 年 月 日

介護老人保健施設 サザンコート

施設長 宮上 寛之



《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____

《扶養者》

住 所 _____

氏 名 _____

【本約款第9条3項に規定する緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電 話 番 号	

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電 話 番 号	

【説明者】 ☐ 介護支援専門員 行 加枝子 ☐ 介護支援専門員 宮永 梨恵
☐ 支援相談員 壽 万合子 ☐ _____